

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 22(受)754	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物明渡請求事件	原審事件番号	平成 21(ネ)3959
裁判年月日	平成 24 年 4 月 6 日	原審裁判年月日	平成 21 年 12 月 10 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 66 卷 6 号 2535 頁		

判示事項	第 1 審判決の仮執行宣言に基づく強制執行によって建物が明け渡されている場合における当該建物の明渡請求と併合されている他の請求の当否等についての控訴審の判断
裁判要旨	第 1 審判決の仮執行宣言に基づく強制執行によって建物が明け渡されている場合には、控訴審は、当該建物の明渡請求と併合されている賃料相当損害金等の支払請求の当否や同請求に対する抗弁において主張されている敷金返還請求権の存否についても、当該明渡しの事実を考慮することなく、判断すべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人伊藤亮介ほかの上告受理申立て理由第 4 ないし第 6 について 1 仮執行宣言付きの第 1 審判に対して控訴があったときは、控訴審は、当該仮執行宣言に基づく強制執行によって給付がされた事実を考慮することなく、請求の当否を判断すべきである（最高裁昭和 35 年（オ）第 6 2 9 号同 36 年 2 月 9 日第一小法廷判・民集 15 卷 2 号 209 頁参照）。このことは、 <u>第 1 審判の仮執行宣言に基づく強制執行によって建物が明け渡されているときに、当該建物の明渡請求の当否を判断する場合はもちろん、これと併合されている賃料相当損害金等の支払請求の当否同請求に対する抗弁において主張されている敷金返還請求権の存否を判断する場合でも、異なるところはない。</u> 上記の給付がされた事実を控訴審が考慮しなかった結果第 1 審判が確定したとしても、上記の給付がされたことにより生じた実体法上の効果は、仮執行宣言が効力を失わないことを条件とするものであり、当該確定判に基づく強制執行の手続において考慮されるべきことであるから、上記の給付をした者の権利が害されるとはいえない。 2 原審の判断は、これと同旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判する。 (裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦)

※参考：判例タイムズ 1374 号 103 頁、判例時報 2155 号 53 頁、ジュリスト 1453 号 123 頁